

# 別府大学・別府大学短期大学部在学生成績優秀者奨学金実施要領

## (設置・目的)

第1条 この要領は、学校法人別府大学奨学生規程（以下「規程」という。）第11条の規定に基づき、別府大学又は別府大学短期大学部に在学する本科生のうち、学生の学業の模範となる成績優秀な学生を顕彰することを目的とした在学生成績優秀奨学金の取り扱いについて定めるものとする。

## (奨学生の資格)

第2条 奨学生は、別府大学及び別府大学短期大学部に在学する本科生で学業、人物ともにすぐれた学生とする。

2 当該年度において既に学校法人から授業料の減免措置を受けている者は選考の対象外とする。

## (奨学金の額)

第3条 奨学金の額は5万円とし、当該年度の納入すべき授業料から免除することにより支給したものととする。

## (奨学生候補者の選考)

第4条 奨学生は、別府大学及び別府大学短期大学部のそれぞれに設置する奨学生候補者選考委員会（以下「委員会」という。）において選考する。

- (1)別府大学の委員会は、学長、各学部長、学生担当学長補佐及び大学事務局長をもって組織し、別府大学短期大学部の委員会は、学長、学生担当学長補佐及び大学事務局長をもって組織する。
- (2)委員長は学長をもって充てる。
- (3)委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- (4)委員長は、特に必要と認める者を委員に加えることができる。

2 学長は、前項により選考された奨学生候補者を理事長に推薦するものとする。

## (奨学生の決定等)

第5条 理事長は奨学生候補者の推薦を受けたときは、理事会の議を経て奨学生を決定し、学生に通知するものとする。

## (奨学生の責務)

第6条 学業成績の向上のために努力し、学則を厳守し、他の学生の範となるよう努めること。

## (事務)

第7条 この奨学金の事務は、法人事務局総務課及び大学事務局学生事務部学生課が協力して処理する。

## (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、成績優秀奨学金に関して必要な事項は、委員会が定める。

## 附 則

1. この要領は、平成30年4月1日から実施する。